

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会
介護福祉士実務者研修通信課程 学則

(設置目的)

第1条 高齢化社会をむかえ、地域福祉に求められるニーズも多様化している中、適切な介護技術を提供するために必要な専門的知識と技能を身につけ意欲をもって介護の仕事に従事できる人材の育成を図り、地域の福祉力や介護力の向上を高めることを目的とする。

(事業所の名称・所在地)

第2条 社会福祉法人 大村市社会福祉協議会
長崎県大村市本町 458-2 中心市街地複合ビル

(研修の名称)

第3条 社会福祉法人 大村市社会福祉協議会 介護福祉士実務者研修

(実施場所)

第4条 大村市総合福祉センター 大村市本町 458-2 中心市街地複合ビル

(研修期間)

第5条 6か月間

(生徒定員、学級数)

第6条 定員 20名 2コース(初任者研修修了者以上が望ましい)

(養成課程、履修方法)

第7条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1「研修カリキュラム」のとおり通信指導及び添削指導ならびに面接授業とする。

(免除科目)

第8条 社援基発1104第1号「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点」に基づき、有資格者の受講科目は別表1研修カリキュラムのとおりとする。

(学年、学期、休業日)

第9条 学期は単年1学期とし、主催者が指定する期間及び指定日

(受講条件)

第10条 長崎県大村市内に在住、または通勤しており、講義日程について原則全日程参加できる者で、研修修了後に大村市内の福祉関係の事業所に就職、または継続して勤務する意思がある者。

(受講の申込と選考)

第11条 開講日の2か月前から募集を開始し、申込者が定員を超えた場合は選考とする。

(受講手続)

第12条 受講手続は下記のとおりとする。

- (1) 申込期間内に指定の申込用紙に必要事項を記載のうえ、介護に関する研修(介護職員初任者研修課程)を修了している場合は修了証明書の写しを添付し、期日までに申し込む。
- (2) 書類審査のうえ、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者あてに通知する。
- (3) 受講通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。振込手数料は受講者負担とする。

(受講料)

第 13 条 受講料無料 テキスト代 14,300 円 (税込)

(休学・復学・退学・補講の取り扱い)

第 14 条 病気等やむを得ない事情により修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本会の許可を得るものとする。

2 前項に休学が認められていた者が復学しようとする場合は、復学願を提出し、本会の許可を得るものとする。

3 退学しようとする者は、退学願を提出し、本会の許可を得るものとする。

4 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、補講等により同等の知識が得られた場合、研修修了者となる。補講については、1 時間当たり 3,500 円徴収する。

(受講資格の取消)

第 15 条 授業態度不良、学習意欲の欠如、事務局及び講師からの指導に対しての改善が見られなかった場合は、受講資格を取消することができる。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第 16 条 学習の評価及び課程修了の認定については次のとおりとする。

(1) 通信学習 テキストに沿って自宅学習し、定める期日までに各科目ごとの学習課題を提出する。学習課題の評価は各科目ごとに 70 点以上とし、69 点以下の場合は再提出とする。

(2) 面接学習 原則、スクーリングでの欠席は認めない。授業開始から 15 分以上遅れた場合には欠席とする。また、病気等やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出し、第 14 条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接学習の出席時間数が介護過程Ⅲは 4/5 に満たない者、医療的ケアの演習の所定の回数を満たしていない者は履修認定しないこととする。面接学習の評価は介護過程Ⅲにおいて実技試験を実施し、習得度の確認を行う。医療的ケア演習においては、喀痰吸引、経管栄養、救急蘇生法を規定回数以上行うこととする。

(修了証の交付)

第 17 条 第 16 条の定めにより実務者研修を修了したことを認定された者には、修了証明書を交付する。

(講師・事務局氏名)

第 18 条 別表 1「研修講師名」「事務局」のとおり

(細則)

第 19 条 この学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。

附則

(施行期日)

この学則は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は令和 5 年 2 月 1 日より施行する。